

(別紙2)

鳥取県耐震改修促進計画の改定に関するアンケートの結果等及び今後の対応

令和8年3月 日

担当課	住宅政策課
連絡先	0857-26-7697

1 アンケート結果を反映した事業の状況

アンケートの結果を踏まえ、鳥取県耐震改修促進計画を改定予定。
(令和8年3月予定)

2 記述意見に対する対応方針

<設問>

お住まいの住宅の耐震化に対してどうお考えですか。

主な意見 (その他自由記載 全6件)	対応方針
耐震性が気になるが賃貸なので確認できない。	賃貸住宅の所有者に対して、不動産関係事業者等を通じた周知を図ります。
根幹となる建築基準法が毎年のように変わり、その度基準も変わって、以前に建てた建物は、不法建築となって耐震不適格となるのであればイタチごっこになってしまう。でも対処しなければならぬ立場であることには一県民として一定の理解はします。	住宅・建築物の耐震性能については、昭和56年6月1日に建築基準法の耐震基準が大きく改正されたことから、建築基準法改正以前(旧耐震基準)の住宅等を対象に耐震化を促進しています。また、木造住宅では、平成12年6月1日に建築基準法が改正され、耐震壁のバランスのとれた配置や柱梁等接合部の緊結などの基準が追加され耐震基準が強化されました。上記の基準により、昭和56年5月(木造の場合は、平成12年5月)以前に建築された住宅等を対象に支援を行い、耐震化等を促進します。

<設問>

住宅の耐震化に取り組む上で、課題と感じている点はありますか。

主 な 意 見 (その他自由記載 全 25 件)	対 応 方 針
高齢のため、地震に遭う確率が若者より少ないだろう。	令和6年能登半島地震では、高齢化の進む地域で住宅の倒壊被害が大きかったことや、本年1月に発生した島根県東部を震源とする地震でも鳥取県内に被害が生じたところであり、今後も、いつどこで地震が起こるか分からないことから、戸別訪問等の機会を活用し、住宅耐震化の必要性等について普及啓発を行っていきます。
耐震診断を受けたが結果まで時間がかかりすぎる。結果から申請までも様々な事に時間がかかる 更に助成金を使おうとすると本年度の予算が終了なので来年度と言われた。早くなんとかしたいのに進まない。	市町村と連携し、耐震診断と設計を一体的に実現できる手続きの制度見直しなど、住宅所有者が取り組みやすい環境整備を進めてきています。 引き続き、市町村と連携して、利用しやすい補助制度となるよう努めていきます。
目に見えない部分の費用だけに、後回しにしてしまう傾向があると思う。義務化もしくは、耐震基準に達していない住宅の固定資産税が上がるなどのペナルティにしないと、腰が上がらない人もいるのではないかと思います。	所有者の取組をできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、耐震化の実施の阻害要因となっている課題の解決を図ります。

<設問>

住宅の耐震補助制度の周知を図るにはどのような方法が有効だと思いますか。

主 な 意 見 (その他自由記載 全 15 件)	対 応 方 針
回覧板	支援制度等の情報発信を、パンフレットに加え、各種媒体を通じて幅広い周知を実施するとともに、不動産業者、住宅メーカー等の業界団体や各市町村、自治会、教育機関等と連携して普及啓発に取り組みます。
TCCなど町のメディア	
大家が対象家屋の自治体に住んでいるとは限らないから、不動産業者から周知してもらう。	
住宅メーカーに耐震や建て替えを検討してる人に教えてもらえるようにするとスムーズ。	
動画サイトのCM	
本人は高齢で対応する気を無くしていることが多いので、本人だけでなく、近所の間人が相談できる体制が必要。	
公共施設にポスターや生徒にポスターの募集をすることで子どもがいる親からの波及を狙う。	

<設問>

耐震改修よりも安価で工期が短いシェルター等のような耐震対策についてどう思いますか。

主な意見 (興味がある内容 全44件)	対応方針
強度や対応年数	耐震シェルター及び耐震ベッドの製品や仕様を紹介するパンフレット、防災イベントでの展示、地域包括支援センター等の福祉施設への市町村と連携した訪問等を通じて、耐震対策の情報発信を行います。 今後、設置の過程や、床の補強、設置した様子等について事例を蓄積した際には、そうした情報を活用した普及啓発を図ります。
工事の過程、どこでも設置できるのかわからない。	
採用した人の意見	
大きさ、設置場所、費用、設置にかかる工事期間	
耐震シェルターについて興味があります。実際のシェルターを見てみたいなと思いました。	
重量によっては、床がもつか心配、追加の費用が膨らみそう。	

主な意見 (その他自由記載 全13件)	対応方針
興味はあるが耐震対策に対して優先してお金を使えない。	経済的な理由等で耐震化が困難な住宅においても耐震対策を実施できるよう、市町村と連携して支援を更に拡充していきます。

<設問>

耐震化の手法についてどう思いますか。

主な意見 (その他自由記載 全29件)	対応方針
自分の住居にとってどの方法がふさわしいのか、またどの方法だと身の安全が守られるのかわからないため、一般的な話だけではなかなか決定しづらい。	段階的改修や一部屋改修については、対策の選択肢の一つとして検討いただけるよう、全体改修と併せて、手法や支援制度等の情報発信を行っています。 また、令和6年度に市町村や関係団体と連携して支援する制度（耐震ケースマネジメント）を創設し、戸別訪問等で耐震対策に興味を持たれた住宅所有者に対して、個々の事情に応じた耐震対策等の具体的な対応策についてフォローアップを実施しており、引き続き、最良の選択肢を提案していけるよう取り組みます。
地震の後立て直すくらいなら初めから全体を耐震化したい、希望性にするのがいい。希望に個人差がある。	
どうせ改修するなら一度で済ませたい。	
70才で残り人生も少なく子供も引き継ぐ予定がない為、余命に必要な蓄えを崩したくない。	高齢の方でも比較的取り組みやすい命を守る耐震対策の支援制度を充実化し、住宅所有者の自己負担の解消・軽減に取り組めます。

<設問>

住宅の耐震化や住替え等について、専門家（建築士、宅建士、ファイナンシャル・プランナー）を自宅に派遣してもらい、無料相談できる制度があります。このような制度についてどう思いますか。

主 な 意 見 (その他自由記載 全 37 件)	対応方針
建築士はともかく宅建士、ファイナンシャル・プランナーは門外漢ではないか。	宅建士は、住宅の住替や処分等についての相談対応を行います。 ファイナンシャル・プランナーは、耐震化等を実施するための資金計画等についての相談対応を行います。
やりたい時に気軽に相談できる制度が望ましい。	耐震化の相談や専門家派遣の受付等を行う窓口を県と市町村に開設し、住宅所有者等が安心して耐震化に取り組める環境を整えており、今後も相談者に寄り添った対応に努めていきます。
相談するならいつもお世話になっている住宅メーカー。	相談先に困っている住宅所有者等が活用できるよう制度整備を行います。また、改修方法以外の資金計画等についても相談対応を行います。
相談してみたいが、何かに誘導されるような形のものだったら不安。	行政担当者が同行し、専門家は第三者的立場で相談対応を行います。